

JAL 整理解雇裁判判決の傍聴記（日航OB）

肌寒い春風の中、3月29日裁判所前では、44枚の傍聴券抽選に300名を超える列ができていました。裁判は主文が読み上げられて、すぐに不当判決であることが伝えられました。

近くの、報告集会会場では350名を超える支援者が集まり、不当判決への怒りが満ちる雰囲気の中で、弁護士の判決解説が行われました。

判決は整理解雇の4要件について解雇が合理性があるか、社会的相当性が認められるかについての裁判所判断は全て会社主張を受け入れ、整理解雇を認める不当な判断でした。

①人員削減の必要性についての判断

→解雇は更生計画の遂行の一貫として行ったものである。更生計画を上回る収益が発生しても、更生計画の人員削減の必要性を減殺する理由とならない。一時的な更生計画を上回る営業利益を計上したからといって、事業規模に見合わない人員を抱えることは、すべての雇用が失われることにもなる破綻的精算を回避し、必要削減数に達する時まで、余剰人員の人件費が発生し続けることは余りにも不合理である。

全ての雇用が失われる破綻的精算を回避し、利害関係人の損失の分担の上で成立した更生計画の要請として、事業規模に応じた人員規模とするために、人員を削減する必要性があったと認めることができる。

②解雇回避の努力についての判断

→更生手続き開始決定の前後に賃金減額による人件費圧縮を行い、特別早期退職及び希望退職を6度にわたり募集するなど、手厚い解雇回避努力を尽くしているとの評価が可能である。

③解雇対象者選定の合理性についての判断

→「病欠欠勤・休職等による基準」「目標人数に達しない場合の年齢基準」は客観的な数値により判断することができ、判断に解雇者の恣意が入る余地がない基準であり、一定の合理性が担保されている。

④解雇手続きの相当性についての判断

→人員削減目標数の確定に労働組合を関与させなかったこと、解雇と人件費の関係について具体的な数値で説明していないことは原告の指摘のとおりであるが、本件解雇が破綻的精算を回避し、利害関係人の損失の分担の上で成立した更生計画の履行としておこなわれたのであるから解雇が信義上許されないと評価するだけの事情は認められない。

判決の特徴について感じたことです。

①更生計画に基づく人員削減は、一時的に更生計画を上回る収益が発生しても、全ての雇用が失われる破綻的精算を回避し、必要削減数に達するまで行うことに不合理はない。

という言い回しで、裁判所が認可した更生計画の人員削減総数を上回る数の人員削減を会社主張の通り認めた不当性です。会社は、更生計画には記載されていない稼働ベースという水増しの人員削減数

を、更生計画の人員削減総数に達した後に主張していましたが、その主張を追認するというひどいものでした。

整理解雇の4要件の権利濫用法理は適用すると、表面的には言いつくろいながら、全ての判断は、会社主張の人員削減遂行内容が無批判に容認するものでした。

②稲盛会長（当時）の証言の主旨「解雇の必要性はなかった」や醍醐証人の証言「整理解雇による削減額はわずか1%程度約15億円の効果しかなく、解雇をしなくても人件費削減目標を200億円以上も上回っていた」などは一切採用していないことは、都合のわるい事実は全て無視してしまうという恣意的なものに感じました。

③最高裁の判例法理で確定している整理解雇4要件をことごとく退けたことは、破綻を理由に整理解雇の自由を促進させることを危惧します。

④破綻の原因についても、航空行政の責任やJALの放漫経営に触れず、人件費の高コスト論を容認し責任のない労働者への犠牲転嫁を認めたことは残念です。

改めて、明日30日の客室乗務員の整理解雇裁判の判決に注目したいと思います。

報告集会では、原告の方たちが、「不当な判決は許さず、安全最優先の再建を求めて、勝利まで全力でたたかいます」と決意を元気よく述べていました。

以下はJAL不当解雇撤回裁判原告団の 不当判決 声明です。

<http://www.jalkaikotekikai.com/20120329.html>